

## 第30回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月11日(金) 午後2時から午後2時35分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(11人)

会	長	14番	前川	正人					
委	員	2番	唯野	哲夫	3番	目黒	正一		
		5番	佐藤	雄一	6番	三國	実加		
		7番	丹野	義基	9番	岩本	一夫		
		10番	後藤	義昭	11番	山田	秀晴		
		12番	武島	竜太	13番	佐藤	陽子		

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四栗	和広
事務局次長兼農業振興係長	渡部	賢治
事務局農地係長	佐々木	国秀
事務局主事	芳賀	純平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

- (1) 農地の転用事実に関する照会について
- (2) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について

報告第2号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地改良届出について
- (3) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (4) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (7) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和2年度第6号農用地利用集積計画について

## 8. 会議の概要

事務局長            それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。  
                         一同「礼」。着席願います。

議 長                本日は、第30回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼を申し上げます。

                         それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第30回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

                         本日の欠席、遅参の届出はございません。

                         日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
                         局長。

事務局長            それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。11月11日水曜日ではありますが、総会前に、だより編集委員会を開催しております。第63号について協議を行っております。11月12日木曜日ではありますが、パルセいいざかにおいて、県下農業委員会大会が開催され、会長、武島竜太委員、桑折好行委員、伊東登委員、次長が出席しております。11月16日月曜日ではありますが、市役所において、農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出及び第62号農業委員会だよりの福島民報社長賞受賞について、副市長に報告しております。11月19日木曜日ではありますが、担い手育成・集落営農打合せが、市役所において開催され、次長が出席しております。11月20日金曜日ではありますが、市役所中央会議室において、農用地利用調整会議を開催し、丹野義基委員、伊東一夫委員に同席いただいております。11月24日火曜日ではありますが、福島グリーンパレスにおいて、福島県農業会議第99回臨時総会及び第57回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。11月27日金曜日ではありますが、災害対策復興会議が開催され、会長が出席しております。同日、議案を配布させていただいております。また、市役所において、福島県農業会議職員、県職員による、委員の改選等に向けたヒアリングが行なわれ、次長と私が対応しております。12月2日水曜日ではありますが、杉妻会館において、後期農業者年金業務研修会が開催さ

れ、大河原主査が出席しております。12月4日金曜日ではありますが、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。12月8日火曜日ではありますが、時効取得を原因とする農地の権利移転に関する現地調査のため、岩本一夫委員、係長が現地調査等を行っております。なお、市議会12月定例会は、11月30日に開会し、12月16日閉会予定となっておりますので、併せてご報告申し上げます。報告は以上でございます。

議長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番三國実加委員、7番丹野義基委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農地の転用事実に関する照会について、(2)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分について、ご説明申し上げます。(1)農地の転用事実に関する照会について、福島地方法務局相馬支局登記官から、農地の転用事実について照会があったものです。回答につきましては、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から2週間以内に回答する必要がある、専決事項として取り扱わせていただきました。

1番案件ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は議案書に記載のとおりでございます。令和2年10月29日に、農業委員3番目黒正一委員、農地利用最適化推進委員大野地区担当大和田義一委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、平成27年8月12日に農地法第4条に基づく許可を受けた土地であり、転用目的のとおり、土地の現況が非農地であることを確認し、令和2年11月2日に、土地の現況を非農地と回答したところであります。

(1)につきましては以上です。

続きまして、(2) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名についてご説明いたします。去る、11月20日金曜日、市役所中央会議室において、利用調整委員として、農業委員丹野義基委員、農地利用最適化推進委員伊東一夫委員の立ち会いのもと、農用地利用調整会議を開催しましたので、ご報告いたします。説明は以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2) 農地改良届出について、(3) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(4) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(7) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、通常、農地に建物を建築する場合には、農地の転用許可を受ける必要がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、届出のみで農業用施設の建築が可能となるものでございます。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(2) 農地改良届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(3) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(4) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受

理について、今月は5件の届出がございました。権利取得事由につきましては、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はございません。(6)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は1件の通知を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、耕作者都合のためとなっております。(7)農地使用貸借合意解約届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地の無償での貸借の解約となっております。解約理由につきましては、所有者都合のためとなっております。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、漁具倉庫、作業場、資材置場、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から10ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条承認済みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員お願いします。

5 番 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について、去る12月4日に、2番委員、3番委員、地区担当

の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行ってまいりました。その調査結果を代表して報告いたします。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の、集落接続事業の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討も行われましたが、ここに決めたようです。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。しかし、作業場があるため、ここで作業をする場合、トイレはどうするのかと、質問したところ、仮設トイレを設置するとのことでした。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求めます。事務局。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、地上権の設定（21年間）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。また、添付書類として、土地改良区の意見書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、露天駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、道路法第24条承認済みとなっております。⑥併用地の有無については、併用地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、自己所有の宅地及び申請地と併せて売買予定の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長

続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員願います。

5番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番



案件について、去る12月4日に、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の、小集団農地の区域内にある農地なので、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討も行われましたが、自宅と近いということで、残りの農地の管理もしやすく、ここしかなかったということです。許可基準は満たしていると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、担当委員举手願います。2番唯野哲夫委員お願いします。

2番 2番委員から報告いたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件と3番案件について報告いたします。去る12月4日に、3番委員、5番委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

2番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の、集落接続事業の要件に該当します。したがって、許可基準第2号は該当しません。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員は、現地調査当日、欠席でしたが、事前に現地調査を行い、意見なしである旨の回答を、事務局より報告いただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて3番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に

記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の、既存施設拡張事業の要件に該当します。したがって、許可基準第2号は該当しません。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員は、現地調査当日、欠席でしたが、事前に現地調査を行い、意見なしである旨の回答を、事務局より報告いただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員願います。

3 番 議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、1番案件、2番案件についてご報告いたします。去る12月4日金曜日に、2番委員、5番委員、事務局2人とともに現地を行いま

したので、その結果を代表して報告いたします。1番案件、2番案件ともに、申請地の現況は、転用許可の目的どおりになっており、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声。 )

議 長 質疑なしと認めます。  
次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声。 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声。 )

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。  
次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員お願いします。

3 番 議案第4号現況確認証明申請について、1番案件について報告いたします。去る12月4日金曜日に、2番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。申請地は、議案書に記載のと

おり、現況は山林と判断いたしました。よって、申請地目のとおり、  
証明書を交付することが妥当であると判断しました。以上報告いた  
します。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませ  
んか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請に  
ついては、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否  
かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から  
番号32番までの32件について、相馬市農業委員会会議規則第  
8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議あ  
りませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より  
説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の2枚目をご覧ください。こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れといたしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に、非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番目黒正一委員願います。

3番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る12月4日金曜日に、2番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を、調査委員を代表して報告いたします。番号1番から番号32番まで、すべて非農地であり、番号9番、12番、21番から23番は原野と判断いたしました。その他は、すべて山林と判断いたしました。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。  
次に、議案第6号令和2年度第6号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号27番までの27件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和2年度第6号農用地利用集積計画について、番号1番から番号27番までの27件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、番号21番のみ、利用権の新規設定、その他の26件はいずれも利用権の再設定であります。  
また、番号22番及び23番の2件は無償による使用貸借、その他の25件は賃貸借となります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は全て満たしております。以上でございまして。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和2年度第6号農  
用地利用集積計画については、決定されました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した  
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご  
異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。  
以上をもちまして、第30回相馬市農業委員会総会を閉会とい  
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会      会 長      前 川      正 人

議事録署名委員      6 番      三 國      実 加

議事録署名委員      7 番      丹 野      義 基